

2006年度～

ライオンズクラブ国際協会

333-B地区



マンスリーレポート
手引書改訂版

ライオンズクラブ国際協会 333-B地区

キャビネット事務局

1. マンスリーレポートの重要性について

- ① マンスリーレポートはクラブ毎月の履歴であり、これによってクラブ会員の増減及び新入会員の氏名報告、例会の出席率、アクティビティの報告等を行う重要なレポートです。
- ② マンスリーレポートの提出は、幹事の責任に於いて行ってください。
クラブ幹事の職務についてはライオンズクラブ 役員必携(330～337 複合地区発行)をご参照下さい。
この手続きは、インターネット上でのマンスリー報告の解説を行っています。

2. 提出について

- ① 提出先
 - ◎国際本部・・・WMMR (WEB Monthly Member Report) により提出する
 - ◇導入サイトは下記の URL でお入り下さい。
<http://www.lions-333b-tochigi.org/>
eMMRServannA画面上部の「ここをクリックするとWMMRが開きます」からログイン
 - ◇WEB 月例会員報告書 (WMMR) 使用説明書は上記からダウンロードできます。
 - ◎地区キャビネット・・・eMMRServannA (サバンナ) により提出する
 - ◇導入サイトは下記の URL でお入り下さい。
<http://www.lions-333b-tochigi.org/>

※サバンナによるマンスリー報告は、同時にライオン誌連絡事務所への報告も完了し、副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンは、役職権限で各クラブのレポート、又地区の集計表の閲覧が可能ですので、この報告で、国際本部以外の全ての報告が完了します。

- ② マンスリーレポートの提出期限の厳守
 - ◎国際本部・・・当月報告
 - ◎地区キャビネット・・・当月20日～末日 (GW、年末年始変わらず)

3. 報告方法について

◎サバンナ操作マニュアルを参照の上、報告内容を入力して下さい。

4. アクティビティについて

◎サバンナでは、アクティビティについて、項目ごとに詳細を設けて、選択していただけるようになっていました。項目を選択すれば報告は完了しますが、内容によっては詳細が必要です。(RC、ZCが閲覧いたします。)更に詳しい内容については空欄に直接入力して下さい。

◎別紙のアクティビティ項目一覧を参考にして下さい。

【アクティビティ算定基準】

1. 金銭アクティビティ・労力アクティビティ

- ① アクティビティの報告は、品名、金額、アクティビティ先、参加人員、時間を正確に入力して下さい。
- ② 一人当たりの金額、時間の計算——サバンナでは自動計算されます。
※アワード資料 (MR 集計表) 参照
- ③ 労力アクティビティの場合
家族の場合は、アクティビティとして合算されますが、従業員及び第三者の場合は除外して下さい。
- ④ 納涼会、クリスマス会に家族や一般通例の招待客を招待した場合の費用はアクティビティとはなりません。但し、ボランティア団体、市民の諸団体等を招待した場合はその費用のみアクティビティとなります。
- ⑤ 公園、海岸清掃などのアクティビティ時の食事代、交通費 (ガソリン代) は金銭アクティビティになりません。
- ⑥ 共同募金は、それに要した労力はアクティビティになり募金された金額は贈り先に送った時にアクティビティとなります。いずれにしても一括報告して下さい。
- ⑦ ライオンズクラブの周年行事式典出席に伴う祝儀等は、一切金銭アクティビティとはなりません。また出席されたことも労力アクティビティとはなりません。

2. 国際協調・LCIFについて

- ① ライオンズクラブ間の姉妹提携 (国内外問わず) に要した費用は、アクティビティになりません。但し、相手クラブを通じて〇〇の施設に寄贈した等の場合はアクティビティとして計上されます。
- ② LCIF 寄付金を送金する場合のライオンズ為替レートは必ずご確認下さい。
- ③ サバンナ入力後、LCIF 送金の合計金額を必ずご確認下さい。
- ④ LCIF への送金は「国際協会送金専用口座」 (LCIF用) にお振込み下さい。
送金後、直ちに「LCIF 献金報告用紙」を国際協会へFAXして下さい。
※口座番号の確認はeMMRServannAの「国際協会送金専用口座」をご覧ください。

3. YE関係について

- ① 派遣の場合、渡航費全般（往復航空運賃、パスポート費用、旅行保険等）はスポンサークラブの負担となり、アクティビティとして計上できます。
- ② 受入の場合、滞在中の食費を含む宿泊などの金銭はホストクラブが負担し、アクティビティとして計上できます。従ってホストファミリーの金銭、労力はアクティビティとなりません。キャビネット主催のYE関連行事への出席、官公庁主催の関連行事への参加は、アクティビティとなりますが、クラブ行事等への会員の参加（例会等に一緒に参加した会員）はアクティビティとなりません。

【YE（派遣、受入）アクティビティの算出基準】

1. 労力アクティビティ

- ① 基本アクティビティ
受入YE生×24時間×滞在日数
 - ② 追加アクティビティとして認めるもの
 - ア. 受入YE生の外出にライオンズメンバーが同行した場合
外出時間×1名（すなわちメンバー1名分だけ認める）
 - イ. 派遣・受入YE生空港への見送り、出迎え
所要時間×出席メンバー
 - ウ. キャビネットが主催する行事（オリエンテーション、報告会等）
所要時間×出席メンバー
- 注) ①キャビネットYE役員の労力アクティビティを所属クラブのアクティビティに加えることはできない。
②受入YE生を迎えて、クラブメンバーがパーティその他の行事を行った場合も、これに要した時間×1名のみがアクティビティとして認められる。

2. 金銭アクティビティ

- ① 基本アクティビティ
スポンサークラブが派遣・受入YE生及び受け入れ家族に送った金品。（品物は時価）
 - ② 追加アクティビティとして認めるもの
 - ア. クラブが負担した受入YE生のホスト家庭外における食事代、交通費、写真代、観覧料。
 - イ. YE生の派遣または受入のために、クラブが出費した宣伝広告費。
- 注) ①派遣・受入YE生の送迎会などで、クラブがメンバーから徴収した会費及びメンバー自身の飲食代、交通費は、金銭アクティビティとして認められない。
②受入家庭が負担したYE生に対する食事代、おみやげ代等をクラブの金銭アクティビティに加えることはできない。
- ③ キャビネット及び複合地区が主催する行事に出費した交通費、登録料は、金銭アクティビティとして認められない。

4. チャリティーについて

チャリティーゴルフ、バザー、カラオケ等はアクティビティ資金獲得のための手段で、それ自体は奉仕活動ではありません。従ってこのための金銭、労力はアクティビティになりません。

- 注) ①チャリティー行事においては、出演料、入場料、看板等の金額及び協賛金は一切アクティビティになりません。全てを支払った純利益金の中で、実際に献金した金額のみをアクティビティに計上して下さい。
- ②メンバーのショー観覧等の時間はアクティビティにはなりませんが、当日の受付時間は計上できます。但し、外国人留学生や身体障害者、老人等を招待した場合のそれに伴う金銭、労力はアクティビティになります。
- ③チャリティーゴルフの場合、看板等やバザーの準備はアクティビティになりませんが実行に当ってバザーの時間を含め集合から解散までをアクティビティとして下さい。
- ④チャリティーゴルフの場合には、登録料、協力金等は、準備時間を含めてアクティビティになりません。全てを支払い、実際に献金した金額のみが金銭アクティビティとなります。
- ⑤メンバーのプレー時間、表彰式参加時間等は、準備時間を含めてアクティビティになりませんが、該当クラブ主催で、かつライオンズメンバー以外の一般参加者が多数ある場合に限り、その設営、運営等にかかった時間は、アクティビティになります。従って一般的にライオンズメンバーのみのチャリティーゴルフコンペでの労力アクティビティは計上されません。

5. 献眼・献血事業関係について

- (1) 献眼登録があった場合には必ず会員か一般かの区別を記入すること。
献眼提供の際の手続きに関する事務処理は「アイバンク支援」とする。
- (2) 献血の場合 ★全血献血 会員 () 人、一般 () 人、合計 () 人
200cc×()人=()cc
400cc×()人=()cc 合計 () cc
- ◎1ヵ月に2回以上実施した場合は、当月計をご記入下さい。
◎全血献血には成分献血を含めずにご記入下さい。

注) 献血アクティビティの献血量報告について

- ①クラブ主催の場合—————献血全量
- ②自治体、公共団体主催の場合—————会員並びにその関係者分のみ限定
- ③自治体の呼掛けでLCがこれに協力し「共催」の名称が付された場合
—————②に準ずる。
- ④LCの呼掛けで自治体がこれに協力し「共催」の名称が付された場合
—————①に準ずる。
- (3) 献血量の証明書は、サバンナ報告の際に別途キャビネットへFAXでお送り下さい。
- (4) 献眼提供者があった場合には、必ず会員か一般かの区別と提供者氏名を報告して下さい。

6. レオクラブ関係について

- (1) レオクラブに対する金銭、労力はアクティビティに計上して下さい。
- (2) レオクラブのアクティビティは、スポンサークラブのアクティビティとして報告して下さい。

7. EXT. 関係について

- (1) 新クラブ結成 (EXT) のために支出された金銭、労力は共にアクティビティになりません。
但しレオクラブ結成のために支払われた金銭、労力はアクティビティと認められます。
- (2) 新クラブ結成に際し、新クラブに記念品及び金銭を贈った場合は、スポンサークラブであっても、そうでなくてもアクティビティになりません。

8. その他

CSF II セミナー、薬物乱用防止教育認定講師養成講座等の受講はアクティビティになりません。CSF II の資金獲得活動、薬物乱用防止教育活動に参加する事によりアクティビティとなります。

葬儀に関するもの（眼球提供者葬儀も含む）は特定の一個人に対する儀礼、交際費であり、クラブのアクティビティとして計上するにそぐわないので、金銭、労力共に対象といたしません。